

教 健 体 第 3 2 3 号
令和3年(2021年)6月18日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

「まん延防止等重点措置」を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策について(通知)

各学校においては、児童生徒、教職員、保護者等が一丸となって感染症対策と学びの保障の両立に多大な御尽力をいただいております。心から感謝申し上げます。

この度、国は新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を解除しましたが、依然として札幌市を中心とした医療提供体制がひっ迫している状況等に鑑み、国は「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域として北海道を指定し、道は札幌市において新型コロナウイルスのまん延を防止するために必要な措置を実施する旨決定しました。それに伴い、別紙を改訂しましたので通知します。

ついでには、各道立学校及び市町村教育委員会においては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、感染症対策の実効性の確保を図るとともに、各教育局においては、全道の感染状況や他校での感染予防の好事例等の提供により、各学校及び市町村教育委員会の取組を積極的に支援願います。

なお、道立学校については、札幌市からの通学生が多く在籍している石狩管内の学校まで対象範囲として広げております。

また、本年度に入って、学校内での感染事例が急増していることから、フォローアップシートにより得られた校内感染の要因等の情報を分析し、次のとおり特に留意すべき事項として取りまとめましたので、各学校において適切な対応をお願いします。

今後の感染状況に応じた対策について、別紙が変更になった場合は、改めて通知します。

記

- 1 児童生徒及び同居家族の健康観察の結果を適宜把握するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状等が見られる場合は、症状がなくなるまで登校させないよう、日常から児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。
- 2 児童生徒が濃厚接触者となった場合の対応手順について、校内で共通理解を図るとともに、児童生徒及び保護者に周知徹底を図ること。
- 3 昼食時や体育、部活動等の更衣時など、児童生徒がマスクを外す場面では、会話をしないよう指導を徹底すること。
- 4 児童生徒及び教職員が施設、設備、用具等を共用する場合は、使用前後の手洗いや使用後の消毒を徹底すること。

健康・体育課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
教職員課